

# 障がい学生 支援のてびき

教職員用



公立大学法人



名桜大学

# はじめに

## 障がい学生を担当することになったら

名城大学は、障がいのある学生の学びへのアクセシビリティを高め、すべての学生が生き生きと学び、等しく教育を受けられるよう、支援を行っています。障がいのある学生は、学業上・学生生活上でさまざまな困難や制約が生じがちです。しかし、障がいの特性や個々の状況に応じた適切なサポートを得ることで、他の学生と同じように学ぶことが可能になります。したがって、「合理的配慮」を架け橋とした修学支援は「特別扱い」ではなく、他の学生と同じスタートラインに立つために必要なものといえます。また、それによって教員（専任・非常勤の皆様）も学業に関する正当な評価を行うことができます。

この冊子は、障がい学生が履修する授業を担当なさる教員各位に、授業を行う際の配慮、支援者（支援学生、学外担当者）との連携についての理解促進を意図しており、障がいのある学生の授業への参加が円滑に行えるよう、学内での互恵関係が促進されることを祈念して作成されました。

この冊子をご活用いただき、障がい学生を指導する際の一助としていただければ幸いです。

## 目次 CONTENTS

はじめに	1
●名城大学 障がい学生支援ガイドライン	2
●障がい学生支援チェックシート	3
●合理的配慮提供の流れ・本学の支援体制	4
●全学フローチャート	5
障がいのある学生への配慮・サポート	7
共通事項(教職員へのお願い)	
1. 視覚障がい	9
2. 聴覚障がい	11
3. 肢体不自由	13
4. 発達障がい	14
発達障がい傾向の学生がいる場合	16
5. 病弱・虚弱	17
6. 精神障がい	18
精神障がい学生へのその他の留意点	19
7. その他配慮を要する例	20

## 参考情報 Reference

日本学生支援機構 障害学生修学支援情報

障害学生修学支援ガイド

[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/guide/top.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

(PEPNet-Japan)

<http://www.pepnet-j.com/>



## 名桜大学 障がい学生支援ガイドライン

名桜大学は、大学で学ぶことを選択した学生たちの多様な生き方を認め、一人ひとりの個性・特性を尊重します。

名桜大学では障がいの有無に関わらず、支援に関わるすべての学生がさまざまな学生や教職員との出会いを通じて、多様性に触れ、共に学び、共に支え合う中で新たな価値観を再発見して、社会で自立的に生きていける人材へ成長できるよう支援します。

障がい学生支援を通して、相手の立場になって考え、他者を慮る心は学生たちの人間的成長を促し、主体的な学びと心の解放によって「平和」「自由」「進歩」という本学の建学の精神へつながっていきます。

障がい学生が学びやすい大学は、すべての学生が生き生きと学べる大学です。

### ①機会の確保

障がい学生の修学機会を確保し、他の学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行います。

### ②情報公開

大学全体としての受入れ姿勢や方針を、障がいのある大学の進学希望者ならびにその他一般の方に対しても広く示します。支援内容や体制、大学構内のバリアフリー状況なども積極的に公開します。

### ③決定過程

障がい学生の支援においては、学生の希望を十分に聞いたうえで建設的な調整を行います。また障がいの状態の変化による見直しや授業形態に応じた支援の見直しも、学生本人の意見を尊重し積極的に行います。

### ④教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験や成績評価などにおける合理的配慮を行います。学修面での学びやすさの向上に取り組み、障がいの有無に関わらず、キャンパスのどこにおいても学びあえる環境づくりに努めます。

### ⑤支援体制

学生課・保健センターを窓口として、大学事務局全部署、国際学群、人間健康学部、各大学院と連携しながら一人ひとりの障がい学生支援を全学体制で行います。

### ⑥施設・整備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮します。個々の障がい学生の声を積極的に聞き、キャンパスアクセシビリティの向上と快適な環境づくりに努めます。

### ⑦学内理解促進

学生教職員一人ひとりが、障がいに対する理解を深め、適切な対応ができるよう理解促進を図ります。授業やプログラム、教職員研修を通じて、全構成員が障がい者支援に関する理解を深め、「学生と教職員が相互にリスペクトをもって連携し、共に学びあう大学」を目指します。

2016年11月 名桜大学



## 障がい学生支援のためのチェックシート—こんな学生、いませんか？—

### 視覚 障がい

- ・片目ばかり使っているように見える
- ・ふらふら歩いたり、白杖を持って歩いている
- ・補助具を使用して授業に参加している

P.9~10

### 聴覚 障がい

- ・後ろから呼んでも気づいていない、聞こえていない
- ・授業や会話の中で聞きづらそうにしている・聞き取れていないと感じる
- ・補聴器をつけている

P.11~12

### 肢体 不自由

- ・補助具などを使って校内を移動している、移動に時間がかかっている
- ・着席時に座りずらそうにしている、席の確保に苦労している
- ・筆記やページをめくるのに時間がかかり大変そうにしている

P.13

上記3つの障がいでは、「身体障がい者手帳」を所持していることが多く、支援の必要性についても入試時、入学時など比較的早い段階に学生本人や家族、学校からの相談を受けることがあります。自分に必要な支援などについてしっかりと周囲へ周知できる能力が高い学生が多い一方、特別支援でない一般の学校から進学してきた学生はこれまでに支援を受けた経験も少なく、大学内で受けることのできる配慮・支援について詳しく知らず、困難を感じながら学生生活を過ごしている場合もあります。困っているのではないかと感じた時には「何か手伝いましょうか」「何か困っていますか」とこちらから声をかけることで学生も安心してサポートを願うことができるようになります。

### 発達 障がい

- ・話が的を射ていないことが多く、内容がわかりづらい
- ・誤字・脱字が多い、遅刻や忘れ物が目立つ、いつも落ち着かない
- ・一辺倒の返事が多かったり、表情が固い、乏しい
- ・急な変更に対応できない、複数の指示を出すと混乱してしまう

P.14~16

### 病弱・ 虚弱

- ・体調に大きな波がある
- ・体力がなく、疲れやすい・運動等に対する自己効力感が低い
- ・試験中や授業中に水分補給や補食が目立ち、注意したことがある

P.17

### 精神 障がい

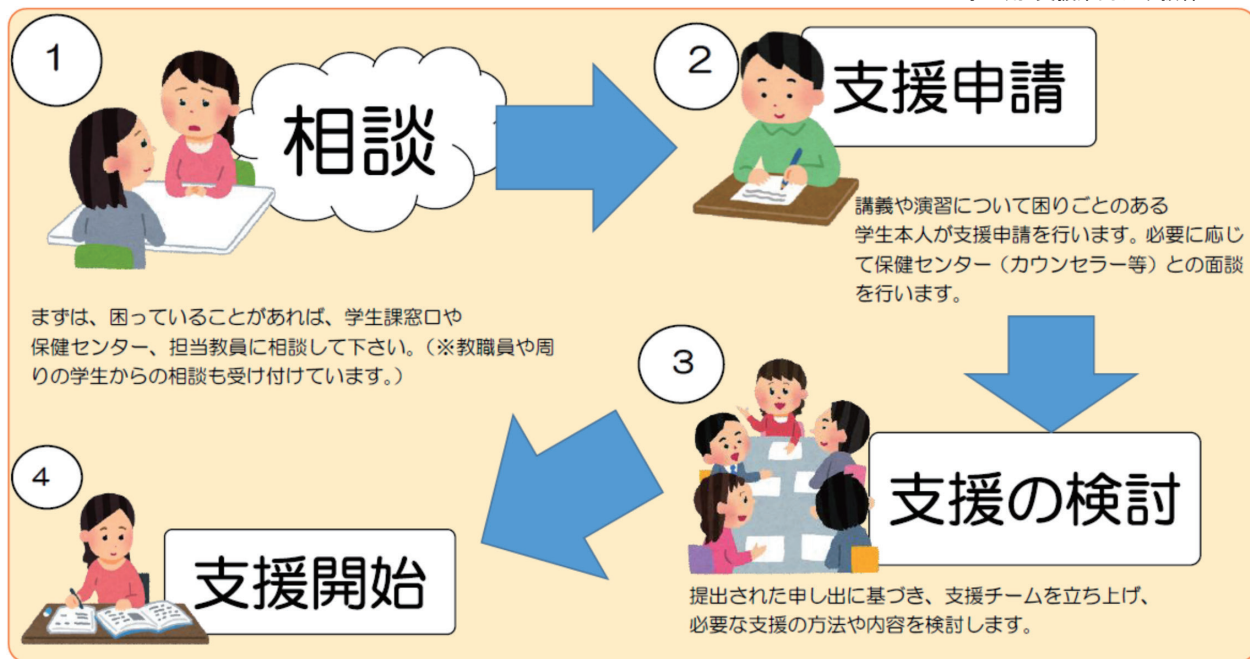
- ・目線が合いづらくおどおどした印象をうける
- ・長期の休みのあとから様子のがらりと変わった
- ・表情が固く、緊張している

P.18~19

身体障がい者に比べ、入学時に障がい者手帳を所持している学生は少なく、これまでも支援を受けた経験が少ない、あるいは全くないという学生がほとんどです。学生自身が困難の原因や自身の障がいについて認識していない場合が多く、長期欠席や成績不振など問題が表出してから初めて相談などに至るケースがあります。また、体調の不安定さやコミュニケーションの困難などにより、対人関係がうまくいかず、孤立しがちです。見た目にもわかりづらく、なかなか理解されずに苦しい思いを抱えていることも少なくありません。「気になるな」と感じた時にはまず「何か困っていることはないか、力になれることはないか」と声をかけることで早い段階での支援につなげることができます。

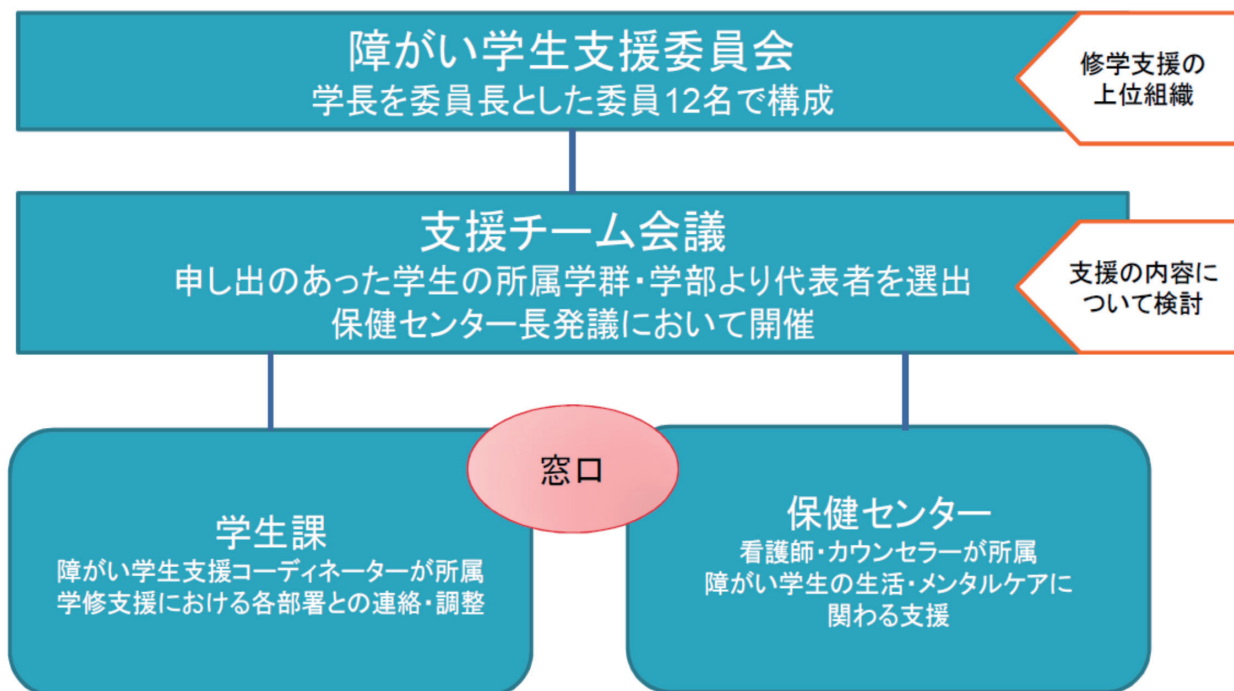
## 障がい学生への支援(合理的配慮提供)の流れ

※学生用 支援案内より抜粋



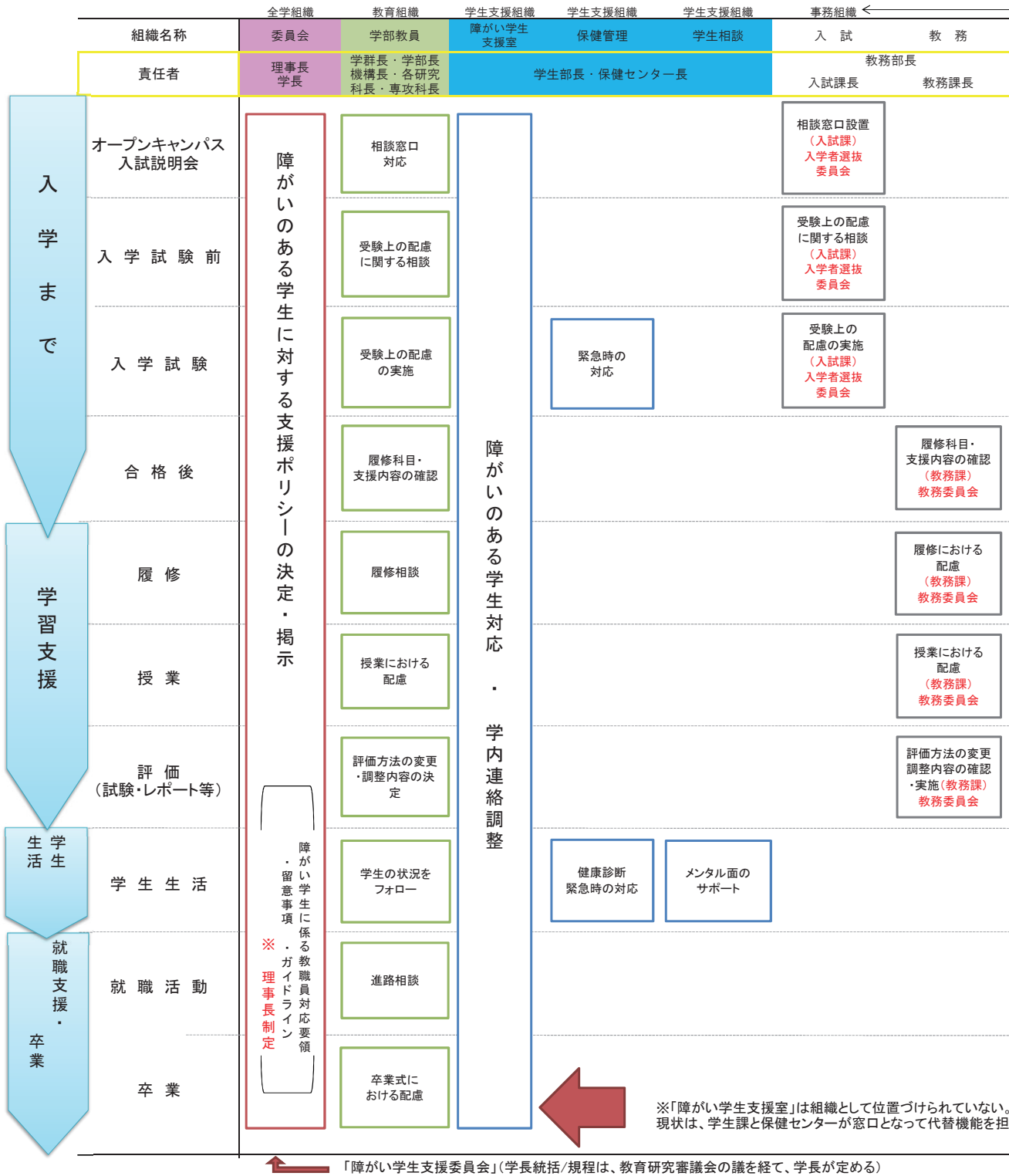
※支援の申請には原則として本人からの申請・申請時における診断書の提示が必要となります。

## 本学の障がい学生支援体制



※支援チーム会議は、申し出のあった学生の特性に応じて個別で組織され、現場関係者での適宜開催。

# 障がい学生支援のための組織フローチャート





●入口から出口までの支援を達成するため、大学全体で動く「全学支援」が必要です。

☆ 教育部門・事務部門においては、対応すべき事案に対して日本学生支援機構(JASSO)のマニュアルを基に対策を講じて下さい。

事務組織					関係協議機関	
学 生	就 職	施 設	財 務	庶務・総務 広報		
学生部長		財務部長			総務課長 企画広報課長	関係協議機関
学生課長	キャリア支援課長	施設課長	会計課長			
ウェブサイト等の 広報アクセシビリティ向上 (企画広報課) 広報室会議					オープンキャンパス 入試説明会	【合否判定】 学群教授会 学部教授会 各研究科委員会
					入学試験前	
支援内容の確認 (学生課) 支援チーム会議					入学試験	
					合格後	
情報収集 (キャリア支援課)					履修	【修学】 学群教授会 学部教授会 各研究科委員会
					関連施設・構内 動線の確認・改善 (施設課)	
施設改善、人的・ 物的支援に係る予 算措置(会計課)						
					入学式に おける配慮 (総務課)	
授業における 配慮 (学生課) 支援チーム会議						
					寮・下宿、課外 活動に関する 対応(国際交流 課・学生課) 学生サポート委員会	
利用施設の フォロー、改善 ・修繕(施設課)						
					継続的な 支出への対応 (会計課)	
キャリアガイダンス、 就職相談、 情報提供 (キャリア支援課) キャリア開発委員会						

※図書館については、視覚障害等配慮が必要な学生が入学した時点で対応を行う。

参考:『教職員のための障がい学生修学支援ガイド』(日本学生支援機構/JASSO)

# 障がいのある学生への配慮・サポート

## 共通事項

### 合理的配慮のお願い

障がい学生から、障がいによる困難に対する配慮(社会的障壁の除去)を求められた場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮に努めていただくようお願いいたします。合理的配慮とは、障がいのない学生との比較において同等の機会の提供を受けるために必要な配慮であり、事業の目的・内容・機能の本質的な変更ではありません。

これは、2016年4月1日施行の「障がいを理由とする差別の解消に関する法律」に定められ、事業者である公立大学として守るべき法的義務にあたります。この法律を受けて策定された、「文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に沿って、大学は、障がい学生への配慮・サポートを行っていくことが求められます。

### 文書による授業配慮のお願い

障がいのある学生の授業を担当する教員の方へ、本人からの希望があり授業の配慮が必要な場合に、個別の配慮に関するお知らせ文書(配慮願)が教務課より通知されます。支援チームで協議された配慮願には、配慮を希望する学生氏名と障がいの内容、ご配慮いただきたい点について具体的に記載しております。必ずお読みいただきますようお願いいたします。

なお、文書の発行は履修科目が確定する授業開始の頃となります(本人からの配慮希望が学期途中の場合にはこれに限りません)。初回の授業における配慮は可能な範囲でお願いします。また、文書内容だけでは具体的な配慮の方法がわからない場合や、より詳しく知りたいという場合には、学生課 障がい学生支援コーディネーターまでお問い合わせをお願いします。

### 災害時の対応

災害等の緊急時、授業中やキャンパス内で障がい者が身近にいる場合には、一声かけて安全を確かめてください。避難等を行う際、特に肢体不自由者や視覚障がい者に対しては、安全に移動できるよう手助けをお願いします。

自力で避難することが困難な学生には、本人からの依頼内容にもとづいて速やかな避難にご協力くださるようお願いいたします。お困りのことがある場合には、障がい学生支援コーディネーターへ、ご一報ください。

火災・地震・津波等不測の事態は突然発生します。予測できない緊急時の対応ではまず、身の安全確保が重要です。対処の基本として、通報、火気の始末、救助等ありますが、周囲の状況によって何を優先させるかその場で判断し、安全な場所へ避難するなどケースバイケースのご協力をお願いします。



## 【参考資料】授業の配慮に関するお知らせ文書例（配慮願）

平成〇〇年〇月〇日

講義担当教員各位

（例）

障がいのある学生への配慮願（聴覚障がい）

新学期を間近に控え、お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、〇〇（学群・学部・学科）〇年次の 〇〇 〇〇さん（学生番号：〇〇〇〇）は今学期下記科目を受講希望しております。当該学生は、聴覚に障がいがあり、講義における情報保障などの支援を申出ております。下記の内容をご確認のうえ、ご配慮くださいますよう、何卒お願いいたします。

### 1. 〇〇さんの受講希望科目

（科目名）	（曜日）	（時限）	（担当教員名）
〇〇〇〇	〇曜	1	〇〇 〇〇 先生
〇〇〇〇	〇曜	2	〇〇 〇〇 先生
〇〇〇〇	〇曜	3	〇〇 〇〇 先生
〇〇〇〇	〇曜	4	〇〇 〇〇 先生

### 2. 〇〇さんの障がいについて

〇〇さんの障がいは、聴覚障がい（障がい種類） 右〇〇dB 左〇〇dB)です。日常生活では補聴器を使用しており、聞き取れる音もありますがすべてを明瞭に聞き取ることは難しく、口元の動きを頼りにしています。教室の大小、先生との距離間、施設機能の残響音、さまざまなノイズなど状況によって、先生の話や他の学生の発言を聞き取れないようなケースが考えられます。

このような聴覚障がい学生の特性を踏まえ、当該学生が健全な学生と同様に講義受講が可能となる修学支援内容を次項に記載しております。その内容をご留意の上、ご配慮くださいますよう、お願いいたします。

### 3. 講義に際して留意していただきたい事項

- (1) 講義中に補聴器の持参・使用を行います。
- (2) マイクなどで口元が隠れないよう、話す時は前を向いて話すようお願いいたします。
- (3) 講義中にわからなかったことや困ったことがあれば、講義終了後に学生本人が直接質問するかメール等で問い合わせを行う場合があります。その際は可能な範囲で対応をお願いします。

### 4. 支援機器利用（ノートパソコン）や支援者（ノートテイカー、PC ティカー）について

外部情報保障システム（e-ミミ）やノート・PC テイク（要約筆記）を行う際に、支援機器（ノートパソコン、iPad、携帯電話）や支援技術（ノートテイク、PC テイク）を使用する場合がありますので、ご了承ください。なお、休講の場合には教務課まで連絡をお願いいたします。文字翻訳業者と支援の学生へ休講情報の連絡を行います。あらかじめ判明している休講計画等がございましたら、事前に教務課まで連絡をお願いします。

講義中の支援内容については1～2週間ほど講義の様子を見ながら検討し、先生方にご相談があればご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

### 5. お問い合わせについて

何か問題、ご質問や不明な点がございましたら

学生課 障がい学生支援コーディネーター 大兼久 宛

（内線 2228 yoganeku@meio-u.ac.jp）にご連絡ください。

また、今後事務局（学生課、教務課等）からも必要に応じて適宜、直接の連絡や依頼等を行います。その際にはよろしくご対応のほど協力をお願いいたします。

# 視覚障がい学生への配慮

## 1. 視覚障がい学生について

視覚障がいは一般的に、視力の程度によって「盲」と「弱視」に分けられます。前者は視覚による情報をまったく、もしくはほとんど得られない状態、後者は保有する視力のある程度活用している状態です。ただし見え方は人によって異なります。明暗や光の方向だけは感じるという人から、墨字(点字に対して、紙に書かれた・印刷された文字のこと)を利用できる人までさまざまです。

視力の程度によって一般的に以下のような特徴があります。

### 盲の場合

- 音声、触覚など、視覚以外の情報を手掛かりに周囲の状況を把握する
- 文字の読み書きには主に点字を用いる
- 移動時に白杖や誘導者、盲導犬を利用する

### 弱視の場合

- 視覚補助具を使用して、視覚を活用する
- 読み書きに時間がかかったり、負担が大きくなることがある

視覚障がい学生は、一般的に移動に制約や困難が生じがちで、特に不慣れな場所や、普段と様子が変わっている場所などで戸惑う場合があります。普段から、通路(特に点字ブロックの上)に交通の妨げとなるものを置かないなど、周囲の協力が不可欠です。また、視野の中心や一部が欠けて見えてしまう、といった視野障がいもあります。

学生によって障がいの状況やニーズは異なるので、必ず本人のニーズを把握するようにしてください。話しかける際は、そっと近づいたり黙っていたりするとわかりにくいので、自分から声をかけ、名前を名乗るようにします。また、周囲の情報をなるべく具体的に音声化して伝えることが必要です。

## 2. 視覚障がい学生への配慮方法

### 講義形式の授業

#### 視覚障がい学生に読みやすい形で資料を提供する

以下のような配慮により、視覚障がい学生が情報を得やすくなります。

- ・フォントの調整や内容の読み上げができるように事前にデータを提供/拡大コピーした資料を提供  
(拡大率については当該学生とご相談ください)
- ・視覚補助具(眼鏡や拡大鏡、拡大読書器)、拡大表示のためのノートパソコンなどを教室へ持ち込むことを許可する
- ・授業で資料を読む時は、声に出して読みあげ、読んでいる箇所(ページ)を口頭でも伝える

#### 視覚障がい学生自身が指名されていることがわかるような方法で指名する

指名する際は、名前を呼んで本人が指名されたことを把握できるようにしてください。少人数の授業などでは他の受講生を当てる際もできるだけ名前を呼ぶようにすると効果的です。

#### 板書やスライド、映像教材の内容が視覚障がい学生に伝わるようにする

視覚的な教材を使用する際は、見えやすいように調整する、視覚以外の情報でも伝えるなどの配慮をお願いします。

- ・板書を読み上げたり、映像教材の内容について、口頭で補足説明をしたりする
- ・語学のスペルや新出の専門用語の漢字を具体的に説明する
- ・板書する予定の内容や授業で使う映像教材を事前に視覚障がい学生に提供する
- ・はっきりと濃く大きな字で板書する
- ・スライドが見やすいように座席や照明を調整する

## ディスカッションを行う授業

### ゼミやグループワークのルールを決めておく

ディスカッションにおいても、講義形式の授業の場合と同様の配慮をお願いします。

- ・受講生の発表方法について予めルールを決めておく  
(映像資料を用いる場合は補足説明をするなど)
- ・発言する前に名前を名乗り、発言者が誰かわかるようにする



### 3. 視覚障がい学生に対する支援サービス

#### ①教材のテキストデータ化

授業で使用する教科書やレジュメなどの資料をテキストデータにします。

#### ②移動

慣れない教室への移動の際に、視覚障がい学生を誘導、案内します。

#### ③代読

視覚障がい学生のために、教科書や資料を朗読します。

#### ④代筆

視覚障がい学生の代わりに、講義中の視覚情報などをノートにとります。

#### 教材の点訳・テキストデータ化について

教材を点訳・テキストデータ化する際は、作業に要する時間の他、必要に応じて出版社に原稿データ提供の依頼をする時間も必要になりますので、早めにコーディネーターにご相談ください。授業のスケジュールと各回で使用する部分が変わっていると、点訳の優先順位をつけることができます。併せてお知らせください。

### 4. 試験・評価について

試験、評価に関しては、基本的には担当教員の判断によりますが、必要に応じて、以下のような措置をお願いします。

1. 拡大読書器などの補助具、書きやすい筆記具、  
ノートパソコンなどの持ち込みを認める
2. 出題方法を変更する
  - ・試験問題の点訳(事前にコーディネーターへご相談ください)
  - ・ノートパソコンと音声変換ソフトを利用した音声による出題
  - ・試験問題の音読
  - ・拡大した問題用紙の配付(拡大率は障がい学生と相談)
3. 解答方法を変更する
  - ・ノートパソコンでの解答を認める
  - ・視覚障がい学生が口頭で解答したものを録音または支援者が代筆することを認める
  - ・障がい学生のニーズに合わせた解答用紙を使用する  
(罫線の濃いもの、罫線の幅の広いもの、枚数を増やしたものなど)
4. 試験方法を口頭試験やレポートに振り返る
5. 試験時間の延長

# 聴覚障がい学生への配慮

## 1. 聴覚障がい学生について

聴覚障がいといっても聴こえ方には個人差があります。補聴器等の装用によってある程度音を聞き取れる人もいれば、ほとんど音を感じない人もいます。コミュニケーション手段については、手話、口話、残存聴力の活用、筆談、身振りなどがありますが、どの手段を使うかは、障がいの程度、失聴時期、生育歴、教育環境等によって個々に異なります。多くの学生は複数の手段を組み合わせたり、状況に応じて使い分けたりしています。

例えば、1対1の会話であれば口話でほぼ問題なくコミュニケーションができる学生でも、口元が見えにくい場合や複数人での会話になると情報が読み取れず、会話に参加できなくなることがあります。また、一見理解しているようでも、文脈で推測しているだけということも少なくありませんので、注意が必要です。

聴覚障がい学生と直接コミュニケーションをとって、話を確実に理解しているか確認をとりながら、障がいの程度やコミュニケーション手段、授業の進め方等を確認してください。発言を繰り返したり、筆談を併用したりすることも有効です。

## 2. 聴覚障がい学生への配慮方法

### 講義形式の授業

#### 話し方を意識する

以下のような話し方を意識することで、聴覚障がい学生や、支援者が情報を得やすくなります。

- ・なるべく前を向き、はっきりとした声で話すよう心掛ける
- ・指示語をなるべく避け、重要な点を繰り返す
- ・板書をしながら話したり、資料などで口元が見えない状態で話したりすることは避ける

#### 重要な情報を目に見える形にする

キーワード、専門用語、固有名詞、数字、授業に関する重要な事項（休講連絡、試験内容、評価方法など）を板書やプリントなどの目に見える形にすることで、確実に伝えることができます。

#### 他の受講生の発言の内容を把握しやすくする

授業中の受講生の発言は、声が小さく聞きづらいことがあります。聴覚障がい学生や支援者が発言の内容を把握しやすくするために、以下のような配慮が必要です。

- ・発言する際に、受講生にマイクを持たせる
- ・受講生の発言内容を教員が復唱する
- ・教員と学生、あるいは学生同士の発言が重ならないように気を付ける

#### 聴覚障がい学生への話しかけ方を工夫する

出席の取り方を予め決めておく。質問をする時は、聴覚障がい学生を指名してから質問内容を伝える等の工夫をすると、内容を把握しやすくなります。

#### ディスカッションを行う授業

#### 発言者を特定しやすくする

複数で議論をする際は、誰が発言しているのかがわかりやすくなるような、以下のような工夫が有効です。

- ・進行役を立て、複数の人が同時に発言しないように整理する
- ・参加者に、手を挙げてから発言するよう周知する

#### 聴覚障がい学生が発言する機会を得やすくする

発言の終わりに間を置き、聴覚障がい学生が話の流れを把握しているかどうかを確認しながら進めると、聴覚障がい学生が発言するタイミングをつかみやすくなります。

### 3. 聴覚障がい学生に対する支援サービス

聴覚障がい学生に対して、情報保障(授業中の音声情報を得られるように文字や手話によって伝える)を行う支援者を派遣しています。

#### ①ノートテイク

聴覚障がい学生の隣で2名の支援者が授業中の音声情報をA4用紙に書きとります。\*要約筆記

#### ②PCテイク

専用のソフトを使用し、授業中の音声情報をノートパソコンに入力してPC画面に表示します。\*要約入力

#### ③記録

1名の支援者が、講義のポイントをA4用紙にまとめます。残存聴力を活用して聞き取りに集中しなければならないなどの理由で、ノートを取れない学生が利用します。

#### ④e-ミミシステム

外部委託によるPCテイクです。教室の外にいる支援者が電話回線を介して送られた授業中の音声を聞き、文字を入力し聴覚障がい学生の持つPC画面に表示します。利用管轄は教務課にあります。

#### ⑤手話通訳

音声言語を手話に通訳します。同時に優れており、手話ができる学生にとってはディスカッション等に適しています。

#### ⑥音声教材の文字おこし

授業で使用される映像教材や音声教材の文字おこしを行います。

### 支援者に対する配慮

聴覚障がい学生が授業に参加しやすい環境を整えるためには、支援者がいることを理解した上で、教員や周りの学生が支援者に協力することが不可欠です。ゼミなどでは、発表を担当する学生にも以下のような配慮について周知してください。

#### ・事前に資料を提供する/スライドを印刷した資料を提供する

支援者が事前に講義資料や発表レジュメに目を通すことで、より円滑な支援が可能になります。予め教務課にお届けいただければ、支援者にお渡しいたします。また、パワーポイント等のスライドを使用する場合は、スライドを印刷したものを支援者に提供すると、支援者が内容を確認したり、書きこんだりすることができ、支援をしやすくなります。

#### ・該当箇所を告げてから資料やテキストを読み上げる

#### ・指示語の使用を避ける

#### ・板書やスライドの説明の前に間をおく

支援者は、音声情報を通訳することに集中していますので、教員が資料やテキストを読み上げた時に、読んでいる箇所や指示語が示しているものがわからないことがあります。「資料の●●ページを読みます」のように示してから資料を読み上げたり、指示語を使わず具体的に板書やグラフの対象箇所を示したりすることで、支援がしやすくなります。

### 4. 試験・評価について

試験・評価に関しては、基本的には担当教員の判断によりますが、以下のような点にご留意ください。

①試験中の教室内の音声情報は、教員もしくは試験監督者が聴覚障がい者に伝えていただくようお願いします。特に注意事項や問題の訂正等は、板書やプリントなど、必ず視覚的に確認できる方法で伝えてください。

②期末試験の際は利用学生が希望しない限り支援者は派遣しません。期末試験当日に30分授業をしてから試験を実施する場合のように、支援者が必要な時は、予めコーディネーターにご相談ください。

③時間延長や別室受験等の措置が必要な場合には、コーディネーターまでご相談ください。

④語学の授業の評価においては、特に配慮が求められます。リスニングはもちろんのこと発音の評価についても、他の学生と同様に評価を行うと、障がい学生に公平を欠く恐れがあります。個々の障がい学生の状況を把握したうえで対応し、必要であれば、ヒアリング試験等について代替措置をとっていただくようお願いします。

# 肢体不自由学生への配慮

## 1. 肢体不自由学生について

障がいのある部位(上肢、下肢、体幹、全身等)や障がいの原因、程度によって、状況が大きく異なります。また、進行性の障がいや障がいのある部位や状態が変化することもあります。一般的に下記のような困難な点があります。

上肢に障がいがある場合

- ・一定の時間内で筆記することに困難を伴う
- ・重い物や高い所にある物の持ち運びが難しい

下肢に障がいがある場合

- ・移動に時間がかかったり、行動範囲に制限が生じたりする
- ・長時間立って行う作業・バリアのある課外での活動に困難を伴う

肢体不自由学生の状況を個別に把握した上で、必要なサポートをしてください。その他にも、エレベーターの前やスロープなどキャンパス内の移動経路に物を置かないなどの配慮によって、肢体不自由学生の学生生活がよりスムーズなものとなります。

## 2. 肢体不自由学生への配慮方法

### 座席とスペースの確保に協力する

専用の机やいすを使用する場合に、席を固定させることがありますので、座席やスペースの確保をお願いします。また、教室の入口周辺や教室壁際の座席など、肢体不自由学生が利用しやすい席の確保にご協力ください。

### 肢体不自由学生の移動を少なくする

授業中、座席を移動する場合に座席の配置を工夫したり、出席カードやレポートを教室の前まで行かずに提出できる方法を事前に取り決めておくなど、下肢が不自由な学生の移動が最小限になるようにすると、当該学生の助けになります。

### 教室間の移動に時間がかかる点に配慮する

前の授業からの移動に時間がかかって遅刻した場合などの評価にご配慮ください。

### 課題などの提出の際に、 筆記の代替手段や代筆を認める

授業中に、出席カード、コメントシートなどを提出させる際、筆記が困難な学生に対しては、以下のような配慮が必要です。

- ・筆記時間に余裕を持たせる
- ・書きやすい筆記具やノートパソコンの持ち込みを認める
- ・口述した内容を支援者が代筆したものや、本人がパソコンで作成したものの事後提出を認める

## 3. 肢体不自由学生に対する支援サービス

### ①授業教室の変更

授業の教室を、可能な範囲で低層階やエレベーターがある建物の教室に変更します。

### ②移動支援

急なスロープなど、自力での移動が難しい場合に支援します。

### ③代筆

自分で筆記することが困難な肢体不自由学生の代わりにノートをとります。

### ④生活介助

トイレ介助について、介護業者のヘルパー派遣を補助します。

## 4. 試験・評価について

試験、評価に関しては、基本的には担当教員の判断によりますが、以下のような点にご留意ください。

- ・筆記困難な学生の試験方法について、事前に確認をお願いします。以下のような措置が考えられます。
  - 代筆者の派遣/試験時間の延長や別室措置/口頭での解答/パソコン等を使用しての解答/解答用紙の形式変更
- ・一日に複数の試験が連続する場合、腕に疲労が蓄積し、筆記が困難になる場合もあります。学生が希望した場合は、日程の変更(個別受験)などもご検討ください。



# 発達障がい学生への配慮

## 1. 発達障がい学生について

発達障がいとは、生まれつきまたはごく早期から持っている脳機能の障がいです。物事の見方や受け取り方といった認知や行動様式が異なっているために、対人関係や修学上の様々な場面でつまずきが生じやすくなります。例えば「こだわりが強く、対人コミュニケーションがうまくいかない」「初めての場面で混乱する」「整理整頓が苦手」「記憶力は優れているのに、物事を相対的に理解するまでに時間がかかる」「ひとつひとつは適切に行えるのに、同時に複数のことをしようとすると混乱する」等の状態は、本人の怠慢や努力不足、家庭の養育の問題に考えられがちですが、中枢神経系の機能障がいによる場合があります。そのため、適切な「合理的配慮」を行う必要があり、それによって学生生活に適応しやすくなります。

### 主な発達障がい

・自閉症スペクトラム障がい:ASD

(Autism Spectrum Disorder)

人との間で起きる相互作用に疎く、コミュニケーションや想像力を使うことが苦手です。語彙は豊かで記憶力にも優れている場合でも、相手の意図を読むことが不得手なため、会話がかみ合わない、皮肉や冗談がわからず言葉を直接的な意味でしか受け取れない等の傾向があります。そのため、見通しが立たない初めての場面では過度に緊張が高かったり、集団での討論では何が話されているのか目的が理解できず消極的になったり、相手や周囲がどう受け取るか想像せずに自分の主張をする等が見られます。視聴覚あるいは皮膚感覚に感覚過敏/鈍麻を持ち合わせる場合もあり大勢が動き回る場所や密集した場面等ではパニックになることもあります。

・注意欠如・多動性障害:AD/HD

(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

状況に応じて注意を払えなかったり、多動や衝動性が認められる障がいです。そのため、話が拡散する、物事を計画的に実行できず、遅刻や提出期限遅れにつながったりします。ものの紛失や、落ち着きがない、待てない、衝動的でついつい余計なことをしてしまう等の行動を示すこともあります。

・限局性学習障がい:SLD

(Specific Learning Disorder)

読字困難(文字・記号を読むのに時間がかかる、音読ができない等)、書字困難(文字の形が整わない、書字に時間がかかる等)算数困難(数字を読み違える、使う公式はわかっているが計算ができない、図形が立体に見えない等)等です。得意な能力があるだけに、手を抜いているように誤解されやすい面もあります。

発達障がいは、外見からはわかりにくく、同じ診断名であってもその困難の現れ方は1人ひとり違います。「合理的配慮」の検討は、本人からの申し出に基づき、支援窓口での面談後、支援チーム会議において十分に支援内容を検討し、実施していきます。面談では、心身の状態、対人関係や行動、修学状況から総合的なアセスメントを行い、自己理解を促しながら、個別の支援計画を立て、学生生活の段階に応じて調整を行っていきます。

## 2. 発達障がい学生への配慮方法(授業・演習・実験等)

発達障がい学生への支援は、診断がある場合は、依頼された「合理的配慮」に基づいて実施してください。配慮例には以下のようなものがあります。また、発達障がいの傾向は見えても診断がない学生に気づくことがあると思いますので、P15のコラムを参照し、対応方法について「保健センター」や「障がい学生支援コーディネーター」までお気軽にご相談ください。

### 講義型の授業では

聴覚情報を聞き取るのが難しい場合があるため、視覚情報(スライド等)を併用し、資料を配布しておくことで学びやすさが高まります。また、講義の録音や配布されないスライドの撮影許可を求められることがあります。

### 手書きの課題を求める場合は

書字困難がある場合には、パソコンでの作成を許可したり、口頭試問に変えたりします。

#### グループワーク場面では

指定された人数でグループを組む場面などでは、極度に緊張してグループに入れず、授業から足が遠のいてしまう人もいます。グループが組めているかの確認や、個人での取り組みも認める等の対応が求められることもあります。

#### ディスカッション場面では

話すことに苦しさがある場合、事前に課題を予告して準備を促すと共に、書面や映像によるプレゼンテーションや討議への参加など、方法を変更することも考えられます。

#### 実験やデータ処理場面では

本人の特性を理解したメンバーでグループを組み、安全に実験やデータ処理ができるよう役割分担や注意事項を可視化します。必要で可能な場合にはTAをつけることも考えます。

#### フィールドワーク、インターンシップ

活動目的を理解し、「合理的配慮」ができる派遣先を探します。学生は、活動遂行に必要な知識や安全管理上のスキルを習得した上で、学生・担当教員・派遣先(受け入れ先)担当者と十分な打ち合わせをした上で実施します。

### 3. 発達障がい学生に対する支援サービス

#### ・ポイントテイク

1名の支援者が、講義のポイントをA4用紙にまとめます。マルチタスク的な作業が難しい、書字に時間がかかりすぎるなどの理由で、ノートをうまく取ることが難しい学生が利用します。

#### ・学修・生活指導

コミュニケーションの問題や履修登録システムがうまくいかないなど学生生活における困難に対し、SST(ソーシャルスキルトレーニング)などを用い、トレーニングを行います。

### 4. 試験・評価について

試験や評価における配慮の必要性については、配慮願等をご参照の上、ご判断ください。

#### ①学習障がいがあり、時間内の課題遂行が困難

→試験時間の延長、提出期限の延長、同じ評価基準のもとで口頭試験に変更する等

#### ③ASDがあり感覚過敏が顕著で、試験会場で

集中力を保って受験することが困難  
→座席の配慮、別室試験、耳栓やサングラスの使用許可

#### ②手書きで論述試験に対応することが困難

→PC筆記許可等

#### 参考メモ

「名桜大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」(P.20参照)において、第7条関係として「合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」が記述されています。「物理的環境への配慮」7件、「意思疎通の配慮」11件、「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」20件が事例として明示されています。

## 発達障がい傾向の学生がいる場合

### ①学生が何に困っているかを聞いてください

まずは、学生の話を変えずに聴き、学生が困っていることを書きだしてください

- ・修学面なのか、学生生活面なのか、対人関係なのか、本人への可視化を図るため目の前で書き出しながら一緒に整理していきます。
- ・まずは、すぐに解決できそうな課題の一つ見つけて、それへの対応の仕方を一緒に考えてみましょう。
- ・相談に来る学生は「今、困っていることを先生に聞いてほしい」のです。主語がなかったり、話しがあちこちに飛んだりして聞きにくいかもしれませんが、受容的に聴く(傾聴する)ことで不安が和らぎ、学生が言いたいことがわかりやすくなってきます。

### ②学生が、これまでできていることを整理してください

課題別に、「できていること」と「これからやること」や「優先順位」を表にして整理してみてください。

- ・あいまいな言い方は避け、具体的に表現してください。
- ・ネガティブな指摘ではなく、具体的にどうすべきかポジティブな指示をしてください。

【例】

課題	できていること	これからやること	優先順位
レポート	課題は理解している	資料を図書館で探す	3
グループ演習の中間発表	グループで話し合い、テーマは決まっている	役割分担の確認	1
		目次作り、PPT スライド作成	2

### ③対応方法や相談機関を紹介する

具体的な方法をいくつか提示してみます

- ・対応策は、「いつ、どこで、誰に、なにをするか」について学生と一緒に考えてください。
- ・提案が1つの場合、強制されたと感じたり、うまくいかない時に他罰的になったりします。複数の提案をし、学生が選択できるようにするといいでしょう。この提案は、具体的に達成可能な小さな課題であるほど④につながります。

### ④対応方法の結果を報告する時間をとります(フィードバックの約束)

対応後、どうなったかを確認しましょう

- ・対応策や相談先を紹介した場合は、「〇月〇日△△時に□□で、また会いましょう」と、日時と場所を明示のうえ、面談を約束し、当日は実際にやってみてどうなったかを確認してください。
- ・経過が順調であれば、本人の努力を評価し、勇気づけていくと、学生も自信をつけられると思います。



# 病弱・虚弱学生への配慮

## 1. 病弱・虚弱学生について

「病弱」とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、「身体虚弱」とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。病弱・虚弱な学生は本人から申告がない限り、外見からは他の学生と区別が付きません。また、周囲に同じ状況の学生が少ないため、体調不良やさまざまな制限により学生生活がうまくいかなかった時、孤独な気持ちになってしまうこともあります。

病弱・虚弱な学生で法的支援が整備されているのは、児童福祉法の規程に基づく小児慢性特定疾病(14 疾患群・704 疾病)や身体障害者福祉法の規定に基づく内部障がい(7 種)に該当する疾患です。主な疾患としててんかん、気管支喘息、アレルギー、腎・心疾患、糖尿病、悪性新生物などがあります。

緊急的な対応が起こり得る病弱・虚弱の学生に対しては、本人の同意のもと可能な範囲で主治医からの疾患に関する情報提供を診断書や意見書の形で得られれば、保健センター等が中心となり、個々の学生の緊急時の対応策を事前に把握しておくことができるようになります。

なお、情報の取り扱いに関してはプライバシーに十分配慮することが重要です。

## 2. 病弱・虚弱学生への配慮方法

### 席確保に協力する

疾患により、活動に制限が生じたり途中退席を行う状況が考えられます。教室の出入口付近や通路近くなど、病弱・虚弱学生が利用しやすい席の確保にご協力ください。

### 活動に制限がある場合

活動や運動に制限のある学生の場合、実習や実技の科目において、活動制限に配慮した授業内容や方法の工夫で対処したり、課題提出等の代替策にてご対応ください。

### 定期健診や通院等による欠席に配慮する

定期健診や通院等が必要な症状の学生もいます。本人からの申告を受け止め、必要に応じてご配慮ください。

## 3. 病弱・虚弱学生に対する支援サービス

### ・授業教室の調整

障がいの状況により、指定された教室が利用困難な場合、可能な範囲で教室変更等の対応を行います。

### ・生活援助、支援機器の利用等

生活介助が必要な場合、介護業者のヘルパー派遣を補助します。

## 4. 試験・評価について

試験、評価に関しては、基本的には担当教員の判断によりますが、以下のような点にご留意ください。

①試験方法を口頭試問やレポートに振り返る

②疾患によっては、試験の時間帯や長さに応じ試験中の補食(キャンディ・飲み物等)の携帯や服用を認めるなどの配慮をご検討ください。

③一日に複数の試験が連続する場合、疲労が蓄積し、試験の継続が困難になる場合もあります。学生が希望した場合は、日程の変更(個別受験)などもご検討ください。

# 精神障がい学生への配慮

## 1. 精神障がい学生について

精神疾患や精神障がいは、周りから見て分かりにくく、十分な理解をされていないのが現状です。精神障がいは疾患と障がいと共存しており、気分が沈む、意欲が出にくい、考えがまとまりにくい等の精神状態により、学修や日常生活、対人関係等に障がいとでてきます。

大学生の年代に見られる精神疾患の多くは、医学的治療によってかなりの程度まで回復が期待できます。しかし、必ずしも通常のレベルで大学生活に取り組めるとは限らず、症状が残ったり、知的作業の能力が十分に回復していなかったりします。このような精神状態が続くようであれば、大学生活上の配慮や環境調整が必要です。

また、このような学生に対する配慮は、一人ひとりの精神疾患固有の経過や症状を理解した上で個別的な対応をすることが重要です。

## 2. 精神障がい学生への配慮方法

### 座席確保に協力する

不安障がいなどのある学生は、周囲の目が極端に気になったり、大人数のいる場所への入室に不安を感じる場合があります。あらかじめ自分の座るべき場所が確保されていることで、安心して教室の入室を行うことができるようになります。

### 投薬状況や通院等による欠席に配慮する

通院中に治療約の効果が安定するまでの期間や処方の変更された直後など、睡眠のリズムや体調が不安定になって寝起きに影響することがあります。このような時期は、欠席や遅刻の回数について猶予が必要と考えられます。

気分障がいや統合失調症といった精神疾患は、疾患の経過中に症状が変動することがしばしばあります。症状の勢いや持続期間にもよりますが、それに伴い支援ニーズが変わることもあるため、支援内容の変更を行うことも必要です。

支援内容が合理的であるためには、学生自身が病状を理解したうえで、支援を要望し、さらに教職員がその学生とコミュニケーションをとり、病状の変化に留意しながら適切な支援内容を調整することが重要です。

### 演習形式・発表の場面では

人前で発表したり議論をしたりすることに対し、過度の緊張から動悸、過呼吸、めまいなどを感じる場合があります。症状が出た場合に休養することができる空間を確保しておくことと安心です。発表や試験など、人前での行動に困難があれば、単独での発表やレポート等への代替などもご検討ください。

### フィールドワーク・インターン

支援に関わる事情を理解している学内の担当教員だけでなく、実習先の機関で学外の担当者の協力を必要に応じて得ながら、学生の健康や安全ならびに教育効果に配慮します。

## 3. 精神障がい学生に対する支援サービス

・カウンセリングによる相談・指導

学修上の悩みや生活リズムの改善、服薬・通院状況などについて定期面談を通し助言・指導を行います。

## 4. 試験・評価について

試験や評価における配慮の必要性については、配慮願等をご参照の上、ご判断ください。

①不安障がいなどのために通常の教室における試験を

受けることが難しい場合

→座席の指定、別室試験

②発表や口述形式での試験

→同じ評価基準のもとでレポートなどに変更する等

## 精神障がい学生へのその他の留意点

### 病識が乏しい学生への受診の勧め

教職員は日常的に学生と接しており、いわば「関与しながら観察」する立場にあります。日常的に学生と関わる中で経験する違和感や気づきが、的確に病状を捉えていることも多く、学生本人や家族に専門家への相談を促す時に有効です。具体的な支援内容を考える場合にも、現場からの客観的な報告が、支援の妥当性や合理性を支える貴重な情報となります。教職員が対応について判断しかねる時は、コーディネーター、学生相談室、保健センターなどのリソースにお気軽にご相談ください。

### 受診を継続すること

副作用の少ない治療薬の登場やうつ病などの啓発が進んで早期に受診する学生が多くなったため、軽度ないし中等度の病状で治療しながら勉強する学生が多くいます。軽度なら支援が不要だとしても、中等度以上では限定的に支援を受けることが妥当な場合があります。

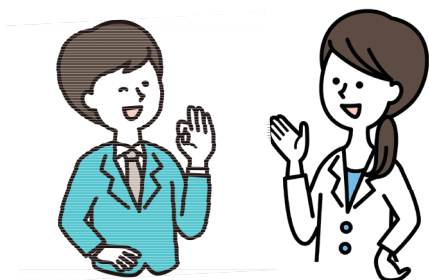
定期的な通院には時間と費用の負担が生じますし、履修が大変な時期は通院を負担に感じる学生もいます。しかしながら、主治医と信頼関係ができることで精神的な安定や、定期的な助言を得ることができ、家族が相談できる利点もあります。学生が自己判断で治療を中断しないように見守りの姿勢を絶やさないことが大切です。

### 休学期間がある場合の支援

精神疾患をもつ学生には、治療を最優先するために、休学や留年を選択する学生がいます。復学にあたっては、その時期を見極めることが大切で、十分な意欲が回復していること、さらに病状が安定して学期中を通して修学が十分可能であることが復学の要件となります。その際診断書の提出が求められますが、診断書に医師の所見が記載されていると、復学に向けよりスムーズに計画を立てることができます。

休学していた学生が復学する場合、復学後の環境調整をするため休学中から学生が保健センターや学生相談室、あるいは教務関係の教職員と相談を始める方法もあります。早期に環境調整を始めることで、復学後のスムーズな支援につながります。

また、支援申請の際にも診断書の提出が必要となります。具体的な支援を検討するにあたって、主治医等の専門家からの所見が、支援の必要性や妥当な支援を決定するための根拠資料となりますので、できるだけ具体的な情報を附記してもらえば、環境調整に役立ちます。





## その他配慮を要する例

### ○性別違和

性同一性（心の性）と身体的性別（身体の性、解剖学的性別）が一致しない状態、あるいは自身の性別に対して違和感を抱いている状態にあることを指します。性別違和を抱える学生は、自身の身体の性別に違和感や嫌悪感を持ち、生活上のあらゆる状況においてその性別で扱われることに精神的な苦痛を受けることがあります。身体や生活上において、自身と一致する性別への移行をするため治療を要する学生もいます。

### ジェンダーにかかわる、よく耳にする用語

#### OLGBT

「LGBT」とは、同性愛の Lesbian(レズビアン)と Gay(ゲイ)、両性愛の Bisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的／社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender(トランスジェンダー)の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語です。最近では性的少数者を表現するように使われることもあります。実際にはL/G/B/T以外に、無性愛やクエスチョニングなどもあり、性の多様性はLGBTの4つのみの表現にとどまらず、この言葉には限界があると言われています。

#### OSOGI

SOGIとは、性的指向(sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を合わせた呼称です。性自認とは自分のジェンダーをどのように感じているかということです。SOGIは、LGBTのように「性的マイノリティ(少数派)」を分けるものではなく、「誰にでも性的指向・性自認がある」という考えを示すものです。

### 必要となる配慮・支援

社会生活上において、配慮を必要とする場合があります。名の変更、性別の記載など学生の希望によって配慮の内容も変わってきます。周囲の学生に対する説明は、必要に応じて学生本人からしてもらおうとスムーズに理解が得られやすいですが、その際には、学生本人に情報の取り扱いについて十分な確認を行うことが重要です。

一般に、配慮内容としてトイレの利用方法について、学籍名簿に登録する氏名、実技や演習時などの更衣室利用についてなどがありますが、困難に感じている部分や抱えているニーズは個人によってさまざまです。配慮を行う際には学生の想いや考えを十分に聴き、共に考え、適切な対応について検討を行う姿勢が重要となります。

### 多様性を認める

LGBTなどの性的少数者は障がいや疾患ではありませんが、生活のしづらさを感じている場合があります。抱える問題がデリケートである場合が多く、悩みを打ち明けられずにひとりで抱え込み、つらい思いをしている学生も少なくありません。このような問題に対応していくためには、教職員や学生が学ぶ機会を持ち、多様な価値観を身に付けることが求められます。多様な価値観を身に付けることは、ジェンダー問題に限らず、生涯学習力や研究活動力、学生満足度の向上、ひいては豊かな地域社会づくりにつながります。

本学では本人の申し出により、自認する性に基づく通称名を教育組織内等で使用することができます。この場合、「名桜大学通称名使用許可要領」に準じた申請及び手続きを行うことが必要です。また、以下の条件を満たし、さらに個別の状況を踏まえたうえで、学生簿に記載される名を、自認する性に基づく名とすることを認めています。詳細は、学生課または保健センターまでご相談ください。

・自認する性に基づく通称名を使用することにより不利益が生じた場合は、本人の責任において対処すること

# 参考資料

## ・名桜大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

### 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること

#### (意思疎通の配慮)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

### 第3 合理的配慮に当たらない可能性が高い配慮の具体例（第7条関係）

（目的・機能を損なうような配慮）

- 成績評価において、公平性を損なうような評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりすること
- 本来、授業において求められている教育目標を達成しないにもかかわらず合格とすること
- 授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれること

（過重な負担）

- 大学による生活面全般の保証
- 大学による通学の保証
- 財務計画を無視した、要求のあるすべての施設設備の短期間におけるバリアフリー改修工事の実施
- 授業への出席が難しい学生のために、履修登録したすべての授業を1対1で行うこと



#### 合理的配慮の主となる相談窓口

##### ●名桜大学 保健センター

・看護師2名が常駐しており、心身の健康などについて相談を受け付けています。

利用時間：月～金（土日・祝祭日・年末年始を除く）8:30～19:00

場 所：多目的ホール1階

TEL : 0980-51-1066

##### ●名桜大学 学生相談室

・カウンセラー2名、医師1名がこころの悩み相談や定期カウンセリングを受け付けています。

利用時間：月・水・金 10:00～17:00 / 木（月1回）10:00～17:00

場 所：多目的ホール1階

※利用には予約が必要です。予約の際は保健センターへお問い合わせください。

長期休暇期間中は閉室。

##### ●名桜大学 学生部 学生課

・障がい学生支援コーディネーターが常駐しており、合理的配慮に係る相談、各種調整・連絡を行います。

利用時間：月～金（土日・祝祭日・年末年始を除く）8:30～17:15

場 所：多目的ホール2階

TEL : 0980-51-1057